



わたしの研究 ④9

テーマ

私の研究・教育の出発点

本研究所嘱託研究員 川上 賢蔵
(高齢者福祉、実習指導)



1. はじめに

私は本学にてソーシャルワークの演習や実習指導の科目を担当しています。資格は社会福祉士を持ち、以前は高齢者施設のソーシャルワーカーとして勤務し、その後、専門学校で教員をしていました。今回は執筆の機会をいただき、これまでのことを振り返り、今後の研究を考えていきます。

2. 不幸の始まり

私は1987(昭和62)年度に社会福祉系の大学を卒業しました。言うまでもなく、「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立した年であり、一つ下の後輩からは移行措置で社会福祉士の受験資格が取れたため、運悪く受験資格が取れない最後の年度の学生となりました。そのため、後々、現場で働きながら専門学校の通信教育にて社会福祉士の資格取得を目指し、取得することになりました。

また、1988(昭和63)年に高齢者施設に就職しました。当時は、1977(昭和52)年の中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会「今後の老人ホームのあり方について」により、老人ホームを「収容の場」から「生活の場」へ

の変革が少しずつ進められていました。ところが、翌年の1989(平成1)年に高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドプラン)が出され、1990(平成2)年に社会福祉関係八法が改正され、在宅福祉サービスの推進、入所措置権の市町村への移譲等が急速に進められていきます。その後も、めまぐるしく法律の改正があり、法律の改正に翻弄させられることとなります。

3. 現場のソーシャルワーカーとしての反省

私が1988(昭和63)年に高齢者施設に就職した当時、「生活の場」への変革が叫ばれ、QOL(生活の質)が重要視されてきました。新人職員である私は、業務を覚えることに精一杯で、何の疑問も持たず、相談業務を意識せず「何でも屋」を実践していました。しかも、当時の職名は、「生活相談員」でなく「生活指導員」であり、文字通り、入所者の生活相談ではなく生活指導を行っていました。

また、当初から実習指導者でもありましたが、実習生の実習内容は介護業務を大部分行ってもらい、最後の数日、相談業務の説明、同行を少し行うのが現状でした。相談業務としての位置づけが不明確なこともあります。施設長や介護職を中心に、「介護業務を知らずして、相談職は勤まらない」という考えがあり、何の疑問も持たず、介護業務の体験を中心に行っていました。

このように、今思えば、「疑問なき実践」「疑問なき実習指導」だったと反省しています。

4. 専門学校の教員としての反省

私は1998(平成10)年に社会福祉士養成の専門学校の教員になりました。当時は、福祉職はかなり人気があり、福祉専門職の即戦力を養成する学校でした。新人教員である私は、授業をこなすことに一生懸命で、何の疑問も持たず、現場での「何でも屋」の経験を伝え

ていました。

このように、「疑問なき教育」を行っていた私も、教員生活に慣れた頃、社会福祉士の専門性や相談業務を客観的に考えることにより、疑問を持つようになりました。社会福祉学を専門的に学びたくなり、2002（平成14）年から社会福祉系の大学院修士課程で学ぶことにしました。これまでの「経験論的思考」を反省し、「理論的思考」を少し持てるようになりました。

5. 現場に還元できる研究を目指して

2009（平成21）年から本学に勤務し、実習指導等の授業を重ねていくと、教育内容と実習内容の違いに疑問を感じるようになりました。つまり、教育内容はフィールド・ソーシャルワーク中心ですが、実習内容に直接関係する実習施設は、レジデンシャル・ソーシャルワークの割合が高いからです。

その背景として、2007（平成19）年11月、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立し、実習・演習の教育カリキュラムの質の担保及び標準化を図るため、社会福祉士養成のための教育カリキュラムが大幅に見直されたことが大きく関係します。実習指導者についても要件が示され、社会福祉士を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、社会福祉士実習指導者講習会を受講した者に限られるようになりました。これは、専門職養成として、当たり前のことですが、ようやく、社会福祉士が後進の社会福祉士を目指す者を指導する本来的なシステムができたといえます。

このように、システムができ、目標として、実践力の高い社会福祉士の養成を目指すことにはなりましたが、果たして実現が可能だろうかと考えました。実習施設は、レジデンシャル・ソーシャルワークの割合が高く、実際の

社会福祉士の業務内容は、介護等の関連業務が混在しているからです。

このことについては、2008（平成20）年3月、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設備及び運営に関する指針について」が出され、相談援助実習指導と相談援助実習の教育内容のねらいと教育に含むべき事項を示しました。その中で、介護や保育等のケアワークを関連業務として位置付け、相談業務と関連業務をはっきり区別しています。そして、相談業務とともに介護等の関連業務が混在することを認めていることにもなります。

そこから、レジデンシャル・ソーシャルワークの施設を中心に、実習指導の可能性を考えるようになり、社会福祉士の実際の業務内容と実習内容の関係性に興味を持つようになりました。実際、施設種別によって、職種・職名が変わり、介護等の関連業務との関係から、その業務内容が大きく異なるところがあります。そのため、どの職種・職名の実習指導者に基づいて実習を行うかによって、実習内容も大きく異なることになっているのが現状です。

最後に、これまでの現場や専門学校での経験や反省から、物事に対し疑問を持って考えられるようになり、現在は、大学での教育内容と実習施設での実習内容、そして社会福祉士の業務内容との関係性に興味を持っています。そして、本来、高齢者福祉が専門と考えていましたが、実習指導に一番の関心が移ってきました。研究者としては駆け出しですが、今後、現場に還元できる研究を目指していきます。そして、大学での教育内容と実習施設での実習内容、そして社会福祉士の業務内容が近づいていき、社会福祉士の相談職としての専門性確立が願いであります。研究を通して、現場とともに成長していきたいと考えています。